

自転車用、電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメットの検査マニュアル

制定 昭和58年 8月20日
改正 平成 9年10月 1日
改正 平成16年 7月 1日
改正 2005 年 7月 1日
改正 2005 年11月11日
改正 2007 年 4月18日
改正 2009 年 3月30日
改正 2011 年 5月23日
改正 2013 年 3月25日
一般財団法人 製品安全協会

この検査マニュアルは、「自転車用、電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメットの認定基準及び基準確認方法」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、この検査マニュアルに疑義が生じたときは当該関係者、財団法人製品安全協会、委託検査機関又は必要に応じて専門部会の委員等の関係者によって検討するものとする。

以下、各項目に分けて検査マニュアルを定める。

安全性品質について

1. (1) 認定基準

「使用時に」とは、脱着できるひさし等の付属品があるものにあつては付属品の脱着を含む。

1. (1) 基準確認方法

「触感等」には、可動部の移動、帽体の内外表面を押すなどすることを含む。

1. (2) 認定基準

「路面との摩擦が著しく大きくなるような材料」とは、ヘルメットの表面が平滑な合成樹脂製の帽体で構成されていることをいう。帽体表面にシールやビニルレザー等を貼付することは差し支えないが、路面との滑走時に抵抗となるような繊維材料等で覆うことは認められない。

1. (3) 基準確認方法

「触感等」には、可動部の移動、帽体の内外表面を押すなどすることを含む。

1. (4) 認定基準

帽体の内表面に取り付ける付属品があるものにあつては、「帽体内表面」に付属品及び付属品の取り付け具を含む。

1. (4) 基準確認方法

「触感等」には、可動部の移動、帽体の内外表面を押すなどすることを含む。

1. (5) (a) 認定基準

「ヘルメットを頭に保持できる」とは、あごひも、固定用のヘッドバンドなど何らかの装置により固定する方法をいう。

1. (5) (c) 認定基準

「チンカップが取り付けられて」とは、製品に同梱されている状態も含む。

1. (5) (b) 基準確認方法

あごひもの幅が引っ張ることにより容易に変化するものにあつては、150N±5Nで引っ張った状態で測定すること。

1. (6) 認定基準

(イ)「帽体に固定されたスナップその他の硬い突起物」とは、衝撃を受けても容易に破壊されないものをいう。

なお、他の試験により破壊した場合には、破壊後の突起物及びヘルメットの状態が認定基準1. (1)、1. (3)及び1. (4)の各項目に適合すること。

(ロ)「帽体外表面」とは、突起物の周囲の面をいう。

以下、1. (7)及び1. (8)について同様とする。

1. (6) 基準確認方法

「スケール等」は、デップスゲージ又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

1. (7) 認定基準

(イ)「帽体外表面に取り付けられた」とは、スナップやマジックテープ等を介して帽体に取り付けられていることを含むものとする。

(ロ)「ヘルメットの着用性等を向上させるために必要となる硬い突出物」として新たな突出物を取り付ける場合、「必要となる硬い突出物」であるか否かについては、財団法人製品安全協会に協議するものとする。

1. (8) 基準確認方法

「スケール等」は、デップスゲージ又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。

2. (3) 基準確認方法

(イ)衝撃試験範囲内に衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所を含めること。よつて、通気溝(通気穴を含む。)がある場合には、当該箇所の中心付近が衝撃点となるよう衝撃吸収性試験を行い、確認すること。

(ロ)ひさしが固定されているために前頭部に衝撃を加えられない構造のものにあつては、ひさしを取り外し又は切り取った状態で衝撃吸収性試験を行い、確認すること。

(ハ)第3段落の「原則として」とは、本項(イ)の規定により衝撃を加える際に当該箇所を衝撃を加える目的での規定からの逸脱を認めるという趣旨であり、その他の場合には、規定に定める方法により衝撃を加えるものとする。

3. 認定基準

「試験後に締結具の解離が容易にできること」とは、締結具の破損の有無にかかわらず解離が容易にできることをいい、締結具が破損した場合には再締結が可能であることを求めないものとする。

3. 基準確認方法

使用する人頭模型は、原則として参照平面上方の形状が附属書で定めた寸法特性を考慮して製作したものとするが、ヘルメットを人頭模型に被せた際に著しいがたつき等が生じない範囲で、人頭模型を共通的に使用してもよい。また、重すいの落下後、片手で容易に締結具の解離ができることの確認については、Dリング等により確実に保持できるものにあつてはこの限りではない。

4. (3) 基準確認方法

(イ)「人頭模型にしっかり装着」とは、あごひもが人頭模型表面に接触して遊びがない状態をいう。

また、大きさを調節できるものにあつては、取扱説明書に従って人頭模型の大きさに合わせて調整した状態で人頭模型に装着するものとする。

(ロ)「鋼製よりワイヤをヘルメット後端部中央で接続」して荷重を加えたとき、接続部が破損して荷重が加えられない場合には、当該部分を補強等して荷重を加えるものとする。

(ハ)サイズ調整ベルトを留めるのに面ファスナ（マジックテープ）を用いている自転車用等ヘルメットの場合の試験方法は他の規定にかかわらず、次のとおりとする。

サイズ調整ベルトを面ファスナで留める方式の自転車用等ヘルメットにあつては、調整して装着できる最小の人頭模型を使い、サイズ調整ベルトを外して保持装置の性能試験を実施するものとする。

ただし、面ファスナが容易に取れないように帽体に強く固定されている構造の場合は、調整して装着できる最小の人頭模型を使い、サイズ調整ベルトは外さずに、ベルトを最大に緩めた状態で保持装置の性能試験を実施するものとする。

なお、上記のサイズ調整ベルトを外して実施する試験で、保持性能を有するものについては、（これを付けた状態での保持装置の性能試験よりも厳しい条件になるので、）サイズ調整ベルトを付けた状態での保持装置の性能試験は実施しなくてよいものとする。

5. 基準確認方法

ひさしを固定ないし付属しているものにあつては、ひさしが付いた状態で確認すること。

6. (1) 基準確認方法

第三者検査機関又は材料供給事業者等が発行する証明書(同一工場で生産された同一組成の材料にかかる発行後1年以内のもの又は当該ロットにかかるもの)が添付され、以下の要件を満たし、かつ、その内容が適正であると判断される場合には、当該試験を省略することができる。

- ・材料供給事業者等が発行する証明書にあつては、発行者の名称、住所、連絡先が明記されており、代表者又は検査責任者の印又はサインがされていること。
- ・検査年月日、試験方法、条件、結果等が明らかにされ、総合判定として認定基準に合致するものであることが明記されていること。

- ・申請者又は製造事業者宛に発行されたものであること。
 - ・日本語又は英語で記載されていること。ただし、日本語以外の言語であっても、原文が消えない範囲で申請者等により日本語に翻訳されたものは、日本語と見なす。
- 本項(2)及び(4)(b)についても同様とする。

6. (1) (b) 基準確認方法

申請者は、基準確認方法に規定されている白色ワセリンに加えて、実際に使用されている頭髪油や化粧品等を考慮した確認を行うことが望ましい。

6. (2) 基準確認方法

申請者は、基準確認方法に規定されているホルムアルデヒドに加えて、広く皮膚に有害な影響を与えるおそれのある物質が含まれていないことを確認することが望ましい。

6. (4) (a) 基準確認方法

「耐光性試験結果等」は、JIS D0205-1987(自動車部品の耐候性試験方法)5.5促進耐光性試験の試験結果の他、JIS D0205-1987(自動車部品の耐候性試験方法)5.4促進耐候性試験の試験結果もしくは同等な試験による試験結果を含む。

7. (1) 認定基準

ヘルメットの少なくとも前頭部、後頭部又は側頭部のいずれかには、5cm²以上の反射材が取り付けられていることが望ましい。

また、反射材の反射性能は、JIS Z9117-1984(保安用反射シート及びテープ)の規定を満足するものであることが望ましい。

7. (2) 認定基準

新たな付属品を取り付けた場合、当該付属品の取り付けがヘルメットの使用上の安全性を損なわないものであるか否かについては、財団法人製品安全協会に協議するものとする。

[共通事項]

各試験を実施する試験場所の温度は、23±5℃とする。

表示及び取扱説明書について

1. 認定基準

(イ)「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき消滅又ははく離しないことをいう。

(ロ)「見やすい箇所」とは、通常使用する状態で、部品等を取り外しすることなく、見ることのできる箇所をいう。付属品があるものは取り付けた状態を指す。

1. (1) 認定基準

(イ)「自転車用ヘルメット、電動車いす等用ヘルメット又は走行遊具等用ヘルメットである旨の

表示」は、外表面の見やすい箇所に表示し、その活字の大きさは14ポイント(4.9 mm)以上とする。

なお、外観、形状等から見て明らかに乗車用ヘルメットと異なるものは、本項を適用しない。
(ロ)「自転車用ヘルメット、電動車いす等用ヘルメット又は走行遊具用ヘルメットである旨の表示」として、主な用途だけを記載しても、この認定基準及び基準確認方法の適用範囲を逸脱しない範囲で複数の用途を記載してもよいものとする。

1. (2) 認定基準

(イ)最小に調整したときのヘルメットの大きさ(頭囲)が540mm未満のものは、以下のとおりとする。

(a)「使用年齢範囲」を記載する場合、使用年齢範囲の下限が記載されており、かつ、その記載には自転車用幼児座席の認定基準及び基準確認方法2. 適用範囲に規定する使用年齢範囲の下限(1歳=12か月)を下回る記述がなされていないこと。

(b)「6歳未満の幼児の使用の可否」の表示については、以下の例を考慮して記載してもよい。

なお、「6歳未満の幼児が使用できる」旨の記載を行う場合には、自転車用幼児座席の認定基準及び基準確認方法2. 適用範囲に規定する使用年齢範囲の下限(1歳=12か月)を下回らない範囲で使用年齢範囲の下限が併記してあること。

i)使用年齢範囲に6歳未満の幼児が含まれると解される例

- ・ 幼児用
- ・ 園児用
- ・ 通園用
- ・ 学童以下用
- ・ 児童以下用
- ・ 小学生低学年以下用
- ・ 子供用

ii)使用年齢範囲に6歳未満の幼児が含まれないと解される例

- ・ 小学生用
- ・ 学童用
- ・ 児童用
- ・ 6歳以上用
- ・ 通学用
- ・ 成人用

(ロ)最小に調整したときのヘルメットの大きさ(頭囲)が540mm以上のものにあつては、「使用年齢範囲等」の表示を省略してもよい。

1. 基準確認方法

認定基準(1)、(2)、(5)及び(6)の各項目は、日本語により記載されていること。

1. (6) 認定基準

以下の事項を含んで記載することが望ましい。

- ・公園遊具等で遊ぶときには、ヘルメットを着用しないこと。

2. 認定基準

JIS Z9101(安全色及び安全標識)などの規格等に規定されていない「安全標識等」を使用する場合には、その安全標識の意味を併記すること。

2. (1) 認定基準

「子供又は幼児が使用するもの」とは、使用年齢範囲に小学生以下(12歳未満)の者が含まれるものとする。

2. (2) 認定基準

「用途」とは、原則として1. (1)認定基準による表示内容を指すものとする。

なお、この認定基準及び基準確認方法の適用範囲を逸脱しない範囲で1. (1)認定基準により記載された内容に追加して記載してもよいものとする。

2. (3) 認定基準

(イ)一般消費者が理解できるように図等を用いて記載することが望ましい。

本項(4)についても同様とする。

(ロ)以下の事項を含んで記載することが望ましい。

- ・公園遊具等で遊ぶときには、ヘルメットを着用しないこと。